

《発表記者会：東北電力記者会
宮城県政記者会
青森県政記者会》
平成31年3月22日
国土交通省東北運輸局

青森県のタクシー運賃改定「必要」と判断

平成30年11月21日に青森県のタクシー事業者から最初のタクシー運賃改定要請・申請が提出され、その後、3ヶ月間を要請・申請受付期間としていたところ、同地域における法人タクシー事業者の保有する車両の7割以上の事業者からタクシー運賃改定要請・申請がありました。これを受け、運賃改定要否について検討を行った結果、運賃改定が必要と判定しましたので下記のとおりお知らせします。

今後、運賃改定に係る審査手続きを経て、2019年7月（標準処理期間5ヶ月）以降に新運賃の公表を行ってまいります。

記

1. 運賃改定要請・申請受付期間

平成30年11月21日 ～ 平成31年2月20日

2. 運賃改定要請・申請状況

- (1) 要請・申請事業者数 57者（青森県 法人事業者数 106者）
(2) 要請・申請事業者車両数 1,883両（青森県 法人車両数 2,445両）
(3) 要請・申請率 77.0%

3. 運賃改定要請・申請の内容

(要請・申請) 普通車 1.0km ～ 1.5km まで500～750円
248m ～ 339m ごとに90～100円

※現行の車種区分「小型車」「中型車」を統合して「普通車」区分とする。

(現行) 小型車 1.5km まで 660円、339mごとに 90円
中型車 1.5km まで 670円、289mごとに 90円

4. 運賃適用地域

青森県全域

問い合わせ先

東北運輸局自動車交通部 旅客第二課
担当者：日脇、林
電話：022-791-7530



“とうほくろっ犬”
東北運輸局マスコット